

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2018年7月19日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
法務大臣 上川 陽子 様

死刑執行に断固抗議すると共に、直ちに死刑の執行を停止するよう要請します

7月6日、松本智津夫、井上嘉浩、遠藤誠一、土屋正実、中川智正、新實智光、早川紀代秀各元死刑囚に対する死刑が執行されたことは、誠に遺憾であり断固抗議します。

わたしたちは、神より与えられたすべての人の生命と尊厳、人権を守るキリスト教信仰にたって、永年死刑制度の廃止を求め、死刑の執行に反対し続けて参りました。

死刑制度は「残虐な刑罰」を禁じた日本国憲法第36条及び「何人も拷問または残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取り扱いもしくは刑罰を受けることはない」と定めた、世界人権宣言（第5条）の精神に反するものです。刑罰として命までも奪う権利は国家にも、誰にも与えられていません。更に死刑は、社会から犯罪者の排除と抹殺を意味し、悔い改めと更生への道を国家が奪うものであり、誤審により無実の人の命を奪う可能性も持っています。

処刑された7名のうち、土屋正実元死刑囚を除く6名は再審請求中でした。昨年の再審請求中の3名に対する死刑執行に続き、この度の再審請求中の執行も、「何人も裁判を受ける権利がある」とする憲法第32条に違反するものです。決して許されるものではありません。

処刑によって生命を奪われた「オウム信者」たちは、オウム真理教というカルト教団に取り込まれることさえなければ、一般社会を人らしく生き、社会貢献をした人たちであろうことは想像に難くありません。この意味では、罪を犯した加害者ではありますが、同時に被害者でもあります。

オウム真理教のようなカルト教団を作り出した社会のあり様を、私たちは長年容認してきました。そして、オウム真理教の「教祖」とその信者が犯した様々な罪を「オウムであるがゆえの狂暴」、あるいは「洗脳された特殊集団」と単純に位置づけ理解することによって、解決すべき本来の問題から目を逸らし、回避してきました。今、私たちが成すべきことは、処刑ですべてを終わりにするのではなく、このような社会背景を生み出した原因を徹底的に究明し、同じような犯罪が二度と起こることのない社会を作り出すことです。

オウム真理教というカルト教団に所属することで犯罪に手を染めた人たちを抹殺することでは、人の命や尊厳が尊重される社会を作り出すことは決してできません。むしろ救済への道を示し、生きて罪を償わせることで、原因の徹底的な解明ができるのです。この度の処刑はその機会を奪ったばかりでなく、社会の罪も闇に葬ろうとするものです。更に、このような集団に今も属する人たちを社会から孤立させ、更なる犯罪を生む可能性を作り出しています。

この度処刑された7名以外に、一連の事件で死刑判決を受けた信者が6名います。真実の究明と、魂と生命の救済のためにも、これらの人たちに対する処刑を絶対にしないよう、強く求めます。

日本聖公会正義と平和委員会
委員長 主教 上原 榮正